

～事例からヒントを学ぶ～

受講・相談会
ともに無料

職場トラブルはこれで予防！

小規模事業所にこそ「就業規則」。

7月12日(金) ①午後2時30分～ ②午後7時～

労働相談コーナー（厚労省）への相談が年間100万件を超えています！
よその会社のこと、ではありません！

小規模の事業所にこそ「就業規則」？

10名以上の事業所でないと就業規則はいらぬはずでは？

確かに、法律上の作成・届出義務はそのとおりですが、

そもそも就業規則はどのような目的なのでしょう。

就業規則の1番の目的は「会社を守るためのルール」です。

こうして考えると、10名未満だからといって就業規則が不要、と
いうことにはなりません。

むしろ、従業員を1名雇ったときから職場トラブルのリスクは始まります。

つまり予防が大事！ 思い立った「今」が最大のチャンスです。

まずは、セミナー&相談会で、御社のスタートラインを確認してみませんか？



講師 《昼の部》 **深澤 理香**（総務・人事サポート調布 特定社会保険労務士）
学生時代の専攻は応用物理学。修了後、精密機器メーカーで研究開発職に従事。その後、調布市染地で深澤社会保険労務士事務所を開業。

《夜の部》 **鹿島 京子**（総務・人事サポート調布 特定社会保険労務士）
大学卒業後、大手企業でシステム開発に従事。その後、会計事務所勤務を経て、調布市柴崎に鹿島社会保険労務士事務所を開業。

開催日時 7月12日(金)
《昼の部》 セミナー：午後2時30分～午後3時30分
相談会： 午後3時40分～午後4時20分（1組20分2交替）
《夜の部》 セミナー：午後7時00分～午後8時00分
相談会： 午後8時10分～午後8時50分（1組20分2交替）

※昼夜同内容です。

開催場所 調布市商工会館3階
定員 各回30名（先着順） ※1事業所複数名での参加も可能です。
※相談会は各回10組（先着順）、交替制のためお待ちいただく場合があります。

申込方法 裏面の申込書に必要事項を記入の上、
FAX（042-485-9951）または電話（042-485-2214）でお申し込みください。

調布の社労士が最新的话题を地元へ大還元！！

◆本当に「就業規則」は必要？

- ・なぜ、10名未満の事業所で就業規則が必要？
- ・就業規則を作ること、かえってやぶへびにならない？

◆就業規則の周知や労働条件の明示がないと...

- ・解雇できない！？ 遅刻が多いのでペナルティを与えたいけどできない！？
- ・休日労働を拒否されたけど！？

◆うちの会社にかぎって。

- ・セクハラ？ パワハラ？ 最新の職場トラブル事情を事例でご紹介。
- ・ひな形就業規則の落とし穴。

◆ルールだけじゃない！ 就業規則は「社長の想い」を表現します！

- ・従業員に求める働き方、マナー、モラルを伝えていますか。
- ・職場で「してほしくない働き方や振る舞い」を示していますか。
- ・あって良かった就業規則！

《 相談会のご案内 》

セミナーの内容に関連した個別のご相談をセミナー終了後にお受けいたします。調布で登録している「総務・人事サポート調布」の社会保険労務士が待機していますので、ぜひこの機会をご利用ください。もちろん秘密は厳守します。

総務・人事サポート調布

地元・調布の事業者様の「総務部」を目指している社労士の集まりです！

-----セミナー申込書（このまま送信してください）-----

調布市商工会（FAX 042-485-9951）宛

参加希望時間 昼の部(午後2時30分～) 夜の部(午後7時～)

事業所名 _____ 住所 _____

業種 _____ 従業員数 1～4人 ・ 5～9人 ・ 10～19人 ・ 20人以上

出席者名 _____ (役職 _____)

電話番号 _____ F A X 番号 _____

セミナー終了後、相談会に参加を 希望する ・ 希望しない (いずれかに○)
相談したいテーマ：
